

平成28年7月13日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件【第1事件】

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件【第2事件】

口頭弁論終結日 平成28年3月23日

判 決

当事者の表示 別紙のとおり

(以下、訴訟代理人弁護士に委任している原告及び原告木村葉子を「原告唯野ら」と、原告唯野ら以外の原告である選定当事者兼選定者を「選定当事者ら」と、選定当事者ら及び選定者を「選定者ら」と、被告ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社を「被告G E」と、被告株式会社東芝を「被告東芝」と、被告株式会社日立製作所を「被告日立」と、それぞれ呼称する。)

主 文

- 1 原告唯野らの被告らに対する訴えのうち、債権者代位権に係る訴えを却下する。
- 2 原告唯野らのその余の請求及び選定当事者らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告唯野ら及び選定当事者らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

【原告唯野ら】

- 1 被告らは、原告唯野らそれぞれに対し、連帶して、100円を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。

【選定当事者ら】

- 1 被告らは、選定当事者らに対し、連帶して、選定者らのために、選定者1人当たり100万円及びこれに対する平成27年4月9日から支払済みまで年

5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの負担とする。

3 仮執行宣言

第2 事実関係

1 事案の概要

本件は、原告唯野ら及び選定当事者らが、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）を契機として発生した東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原子力発電所（福島県双葉郡大熊町夫沢北原22所在。以下「福島第一原発」という。）における事故（原子力関連施設で発生した放射性物質等の放出事故を「原発事故」といい、上記の福島第一原発における事故を「本件原発事故」という。）及びその報道等によって原告唯野ら及び選定者らが精神的苦痛を被ったと主張して、本件原発事故を起こした原子炉を製造した被告らに対し、①原告唯野らは、製造物責任法3条若しくは共同不法行為（民法709条、719条）を理由とする損害賠償請求権に基づき、損害（慰謝料）の一部として、又は、原告唯野らが東京電力に対して有する損害賠償請求権を被保全債権として、東京電力が被告らに対して有する求償権（原子力損害の賠償に関する法律5条1項）若しくは債務不履行（ないし不法行為）に基づく損害賠償請求権を代位行使して（民法423条1項），原告唯野ら1人当たり100円の連帯支払を求め、②選定当事者らは、製造物責任法3条又は共同不法行為（民法709条、719条）を理由とする損害賠償請求権に基づき、選定者らのために、損害（慰謝料）の一部として、選定者1人当たり100万円の連帯支払を求めている事案である。

2 基本的事実（争いのない事実及び国会事故調報告書（甲1）により認められる事実）

(1) 東京電力が原子力事業者となっている福島第一原発には、1号機から6号

機まで6基の原子炉（沸騰水型軽水炉[BWR]）。ウラン燃料の核分裂連鎖反応を維持するための減速材と原子炉の炉心の熱を取り出すための冷却材に軽水（普通の水）を用いる発電用原子炉のうち、冷却水が原子炉圧力容器の中で沸騰し、取り出された蒸気が直接タービンを回して発電するタイプのもの）が設置されているところ、各原子炉のプラント建設に係る主契約者は、①1号機が被告G E、②2号機及び6号機が被告G E及び被告東芝、③3号機及び5号機が被告東芝、④4号機が被告日立である。

1号機ないし6号機は、いずれも、内陸側（西側）に原子炉建屋（格納容器のほか、使用済み燃料格納プール等が収納されている。）が、海側（東側）にタービン建屋（タービン、発電機のほか、復水器、給水ポンプ等が収納されている。）が、それぞれ配置されている。

(2) 平成23年3月11日午後2時46分、日本の太平洋三陸沖を震源として、最大震度7、マグニチュード9.0の本件地震が発生し、福島第一原発において、震度6強の揺れを観測し、東電新福島変電所から福島第一原発までの送電線設備が損傷し、外部電源を喪失した。また、地震動を起因として発生した津波が福島第一原発に複数回到達し（以下「本件津波」という。），原子炉建屋が浸水するなどした。その結果、1号機ないし4号機（以下、1号機ないし4号機を合わせて「本件各原子炉」という。）については、全電源を喪失するに至った。その後、1号機ないし3号機の炉心が損傷し、1号機、3号機及び4号機の原子炉建屋の水素爆発が起こり、2号機について格納容器の破損が生じたと推測されている。そして、最終的に、本件各原子炉の格納容器ないし原子炉建屋の機能が失われ、放射性物質が外部環境に放出される事故（本件原発事故）に至った。一方、5号機及び6号機については、炉心損傷が回避された。

(3) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号、以下「原賠法」という。）は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場

合における損害賠償に関する基本的制度を定める法律であるところ（同法1条），原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは同運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責任を負うとする一方で（同法3条1項，無過失責任），当該原子力事業者以外の者は損害賠償責任を負わない旨定めるとともに（同法4条1項），製造物責任法の適用も排除されており（同条3項），いわゆる責任集中制度が採用されている。

3 爭点及びこれに関する当事者の主張

（1）争点の概要

本件において、原告唯野らは、原賠法の責任集中制度が違憲である、又は、被告らが原賠法の責任集中制度による免責を主張することが権利の濫用であると主張して、被告らに対し、製造物責任法若しくは共同不法行為に基づき、損害賠償を請求するとともに、原告唯野らが無資力である東京電力（原子力事業者）に対して損害賠償請求権を有していることを前提に、東京電力に代位し、同損害賠償請求権を被保全債権として、東京電力が被告らに対して有する求償権（原賠法5条）又は債務不履行（ないし不法行為）に基づく損害賠償請求権を行使している。他方、選定当事者らは、選定者らの被った損害（精神的苦痛）は原賠法に定める「原子力損害」に当たらないため、原賠法の適用はないと主張して、被告らに対し、製造物責任法又は共同不法行為に基づき、損害賠償を請求している。

これに対し、被告らは、原告唯野らの請求に対しては、原賠法の責任集中制度が違憲であり、又は、被告らが原賠法の責任集中制度による免責を主張することが権利濫用であるとの主張を争い、また、東京電力は無資力ではなく、債権保全の必要性がないため、債権者代位権の行使は要件を欠く旨主張している。また、被告らは、選定当事者らの請求に対しては、選定当事者らの主張するところの精神的苦痛も原賠法にいう「原子力損害」に当たる旨主張するとともに、被告東芝は、平成26年3月11日以降に選定者となった

者について、消滅時効（民法724条）を援用する旨主張している。

（2）原賠法の責任集中制度の違憲性【争点1】

（原告唯野らの主張）

ア 法令違憲

① 原賠法の目的の不当性

原賠法は、その目的として「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」を掲げているところ、このように利害が衝突する2つの事項を目的とする制度には問題がある。また、日本がこれまでにも数多くの原発事故を経験し、原発事故の被害の甚大さや恐怖を目の当たりにしてきたことからすれば、「原子力事業の健全な発達」という目的を維持することは、既に合理性を失っており、そのような状況下で恐れていた大規模な原発事故である本件原発事故が発生し、取り返しのつかないほど甚大で深刻な被害がもたらされるに至ったものである。そして、原子力発電は、安定的な電力供給のために必ずしも不可欠なものではない。

これらの事実に照らすと、「原子力事業の健全な発達」との原賠法の目的は、それ自体不当であって、以下の③ないし⑥記載の基本的人権（ノー・ニュークス権、財産権、平等権及び裁判を受ける権利）を侵害する原賠法の責任集中制度は、憲法に反して無効である。

② 手段としての責任集中制度

仮に、原賠法の目的に正当性を認めるとしても、原子炉を製造した者（以下「原発メーカー」という。）を含めた原子力事業者以外の者を免責するという原賠法の責任集中制度は、「原子力事業の健全な発達」という目的とは相容れない手段である。すなわち、原子力事業者以外の者が原発事故による責任を負わないとされることにより、原子力事業者以外の者は法的な賠償リスクを考慮せず、他人

(原子力事業者) のリスクで事業活動ができることになるのであって、そうすると、適切なリスク管理がされず、安全性がないがしろにされる危険が著しく増大し、その結果、「原子力事業の健全な発達」ではなく、安全性を度外視した無秩序な肥大化につながることになるから、原子力事業者以外の者を免責する原賠法の責任集中制度に合理性は認められない。

したがって、以下の③ないし⑥記載の基本的人権（ノー・ニュークス権、財産権、平等権及び裁判を受ける権利）を侵害する原賠法の責任集中制度は、憲法に反して無効である。

- ③ ノー・ニューカス権（原子力の恐怖から免れて生きる権利）の侵害
- 放射性物質は、人間の生命の根幹となるDNAを回復不可能なまでに破壊し、その影響は遺伝して子や孫の世代にまで影響を及ぼすおそれを持ち合わせているところ、本件原発事故により、実際に、妊婦（胎児）、幼児、子どもまでが原発労働者並みの放射能にさらされ、放射線管理区域相当の汚染地での生活を余儀なくされており、その結果、今後の健康被害の発生が強く懸念され、また、強制避難等により、財産権（憲法29条）、移住・移転・職業選択・営業の自由（憲法22条）及び幸福追求権（憲法13条）等が侵害されている。憲法は、人々がこのような人権侵害をもたらす原子力の恐怖にさらされながら生きることを到底承認しないのであって、原子力から生ずる放射能被害の恐怖から免れて生きることは、人格権そのものとして、憲法13条及び25条により保障されているといえる。また、原子力の影響力の甚大さや深刻さからすれば、原子力による汚染の恐怖が存在しない環境の中で生きることは、「良好な環境を享受する権利」である環境権が具体化した一種、すなわち個別的環境権として憲法上保障されるものである。このように、人々は、人格権及び環境権の性格を有する

「原子力の恐怖から免れて生きる権利」（ノー・ニューカス権）を有するといえる。これまで、スリーマイル島原発事故、チェルノブイリ原発事故及び東海村 J C O 臨界事故等、原子力による被害は繰り返されているところ、原発事故の被害は甚大かつ回復不可能であるにもかかわらず、人間は原子力を二重の意味でコントロールできない（第1に原発事故の発生が避けられず、第2にひとたび原発事故が発生すると、早期に収束させたり、被害の拡大を防いだりすることができない。）のであって、これらのことからすれば、その不安を免れる利益は憲法上保障されているといえる。

ノー・ニューカス権は、通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生するおそれがあると感じる場合、この権利に基づいて、妨害の排除又は予防を請求し得る権利であって、具体的には、ノー・ニューカス権に基づき、(a)原発事故によって被害を受ける可能性のある者は、安全性が完全に保障されない限り、原子力発電所の建設や運転の差止めを求めることができ、また、安全性に係る一切の情報開示を求める 것도できる。そして、(b)原発事故が発生した後は、被害を生ぜしめた責任主体に対し、完全な被害賠償を求めることができるし、損害を最小限に留めるべく、当該原発事故を迅速に収束させ、避難できるよう求めることもできる。さらに、(c)再び同様の権利侵害が発生しないよう、原因者や事故原因の究明を求め、新たな規制等によって完全な安全を保障するよう求めることもできる。

原賠法の責任集中制度は、原発メーカーの損害賠償責任を免責するものであるところ、同制度によって、原発メーカーに対して、原子炉の安全性への配慮を軽視させ、およそ社会でもっと危険な原子炉をひたすら造り続けることを促し、原子力事業の無秩序な肥大化がもたらされている。このような原賠法の責任集中制度は、それ自体、人々が

原子力によって被害を受けるおそれを生み出しており、具体的には、上記(b)のとおり、事故の原因者に損害賠償を求める権利を包含するノー・ニューカス権を侵害している。

したがって、原賠法の責任集中制度は、憲法に反して無効である。

④ 財産権（憲法29条1項）の侵害

製造物の欠陥等によって事故が発生し、身体や財産等に損害を受けた被害者は、製造物責任法や民法709条等を根拠として、製造業者に対して損害賠償を請求できるところ、原賠法の責任集中制度は、原発事故の被害者が製造業者である原発メーカーに対して損害賠償請求権を行使することを否定するものであり、これは、財産権の剥奪であって、不合理な制約である。いわゆる森林法事件判決（最高裁昭和62年4月22日大法廷判決・民集41巻3号408頁）は、「共有物分割請求権は、各共有者に近代市民社会における原則的所有形態である単独所有への移行を可能ならしめ、右のような公益的目的をも果たすものとして発展した権利であり、共有の本質的属性として、持分権の処分の自由とともに、民法において認められるに至ったものである。したがって、当該共有物がその性質上分割することのできないものでない限り、分割請求権を共有者に否定することは、憲法上、財産権の制限に該当」すると判示しており、同判決は、共有物分割請求権が共有の本質的属性として民法上規定されていることから、その請求権の制限は財産権の侵害に該当する旨述べたものである。この考え方従えば、民法の根幹に関わるような基本原則や法制度を修正する立法は、基本的に憲法上の権利を制限するものといえ、その違憲性を慎重に検討する必要がある（いわゆる郵便法事件判決〔最高裁平成14年9月11日大法廷判決・民集56巻7号1439頁〕も、このような考慮に基づく違憲性審査を行っている。）。これを本件についてみ

ると、原賠法の責任集中制度は、過失責任主義という民法上の基本原則を修正し、本来認められるべき過失者に対する損害賠償請求権という財産上の請求権を剥奪する内容であって、その違憲性は、立法目的が正当であるか、規制手段がその目的を達成するためのものとして必要性・合理性を有しているかという点から、慎重に検討されるべきである。しかしながら、上記①②のとおり、原賠法の目的には正当性がなく、原賠法の責任集中制度は手段として必要性・合理性に欠ける。

また、原賠法の責任集中制度により、全ての被害者が原子力事業者に損害賠償請求をすることになるが、その場合には原子力事業者が債務超過になって破綻し、迅速な損害賠償の実現が困難になる（原子力事業者が倒産に追い込まれれば、被害者は請求対象を失うことになる。）。

したがって、原賠法の責任集中制度は、憲法29条1項に反して無効である。

⑤ 平等権（憲法14条）の侵害

憲法14条は、事柄の性質に従った合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止するという規定であるところ、原子炉の危険性や原発事故の被害の深刻さからすれば、製造業者である原発メーカーの責任は極めて重いにもかかわらず、製造業者（原発メーカー）に対する責任追及を妨げるという差別的取扱いを定める原賠法の責任集中制度には、何らの合理的理由はない。また、原発メーカーと原子力事業者との責任を比較しても、両者を原子力損害の賠償責任という点において区別すべき合理的な理由はないのに、前者を免責し、後者を無過失・無限責任とする原賠法の責任集中制度は不合理な差別的取扱いを定めるものである。

したがって、原賠法の責任集中制度は、憲法14条に反して無効で

ある。

⑥ 裁判を受ける権利（憲法32条）の侵害

憲法32条は、民事事件に関しては、自己の権利又は利益が不法に侵害されたときに、裁判所に対して損害の救済を求める権利（裁判請求権又は訴権）を保障するものであるところ、原賠法の責任集中制度が有効な規定として存在している限り、原発事故の被害者は、原発メーカーに対して損害賠償請求訴訟を提起したとしても、原子炉の欠陥や原発メーカーの過失について、裁判所で争うことはできないことになる。裁判は、権利の実現、達成にとって重要かつ最後の手段であって、権利は行使、実現されて初めて意味があるものであるところ、原賠法の責任集中制度は、原発事故の被害者に対して、原発メーカーに対する損害賠償請求を裁判手続によって実現する道を事実上入口の段階で閉ざすものであって、裁判を受ける権利を否定するものである。

したがって、原賠法の責任集中制度は、憲法32条に反して無効である。

イ 適用違憲

仮に原賠法の責任集中制度が法令違憲とまではいえないとしても、以下の①ないし⑥記載の事実に照らすと、本件原発事故による原子力損害に関して原賠法の責任集中制度を適用することは、上記ア③ないし⑥記載の各基本的人権を侵害するものであるから、憲法に反し許されないとすべきである。

① 本件原発事故による被害者の多さ

原賠法制定以来、これまで唯一の原子力損害賠償事例であった東海村JCO臨界事故では、約7000人の損害賠償対象者がいたが、被害を申し出た全ての被害者との間で合意ないし訴訟が完了するまでに、事故発生から11年を要した。これに対し、平成25年2月

20日現在、本件原発事故による福島県全体の避難者数は約15万4000人であり、そのうち避難指示区域からの避難者のみでも約10万9000人であって、本件原発事故は、東海村JCO臨界事故と比べても損害賠償対象者数は桁違いに多く、全員の被害回復のためには、相当な長期間を要する。

② 本件原発事故による被害額の甚大さ

本件原発事故による被害額としては、被害者に対する損害賠償、除染費用及び廃炉のための費用等が考えられるところ、これらは優に10兆円を超えると見込まれるが、東京電力の経常利益（平成22年度で2710億円）からすれば、上記損害を東京電力一社で支払うことは到底できない。原賠法は、賠償措置額を1200億円と規定しているところ（同法7条1項），同額をもってしても、本件原発事故により東京電力が負うべき損害賠償額の百分の一も賄うことのできないのであって、原賠法はこのような大規模な事故は想定していなかつたものである。

③ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「支援機構」という。）等からの東京電力に対する資金交付

本件原発事故を受けて設立された支援機構は、これまで東京電力に対して資金援助を行ってきており、その合計額は、平成25年9月24日までで4兆0483億円に及び、また、東京電力は、平成23年10月、原子力損害賠償補償契約に関する法律に基づき、1200億円の補償金の交付を受けている。原賠法は1200億円を確保しておけば、迅速に被害者を救済できると想定していたところ、東京電力は、その数十倍もの資金援助を要請し、政府もこれに応えているのであって、本件原発事故は、原賠法の想定をはるかに超えるものである。

④ 被害者救済の現状

被害者救済のための手段としては、(a)東京電力に対する直接請求のほか、(b)原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続の利用、(c)民事訴訟の3つが考えられるところ、これらによって十分な被害者救済がされているとは考え難い現状である。すなわち、(a)の場合の賠償額は東京電力が決めた枠内でのみ認められることになっているため、事実上、加害者側の定める基準での損害賠償が強制されることとなり、十分な賠償は期待できない。また、(b)についても、和解契約の成立は、東京電力の資力や支援機構等からの資金援助の可否等の影響を受けざるを得ないのであって、被害者に対する迅速で十分な賠償を行うことは実際上困難である。(c)のとおり、東京電力に対する損害賠償請求訴訟を提起する方法もあるが、解決までに相当長期の期間を要することが見込まれ、適切な手段とはいひ難い。以上のとおり、これらの手段は十分に機能しておらず、被害者の救済は一向に進んでいないといわざるを得ない。

⑤ 原賠法上の想定と被害者救済

原賠法は被害者保護をその目的の一つとしており、そのための手段として責任集中制度を定め、原子力事業者の賠償措置義務を規定している。この点、事故による被害額が賠償措置額の範囲内に収まるのであれば、上記目的は果たされるといえる。しかしながら、過酷な原発事故が発生し、原賠法上の賠償措置額を大きく超える被害が生じた場合には、原賠法の定める諸制度は、迅速な被害者救済にとって大きな障壁となる。原子力事業者以外に責任を負うべき相当程度資金力を有する者がいれば、その者にも損害賠償請求を行うことにより、早期に被害回復を図ることができるところ、原賠法の責任集中制度の下では、被害者の被害回復手段が著しく制限されるこ

とになるのであって、原発事故の規模によっては、原賠法の責任集中制度は、原賠法の目的である被害者保護を阻害する要因となる。

本件原発事故は、上記①～④で述べたとおり、その被害の範囲、大きさ、深刻さ及び継続性は、原賠法の想定をはるかに超えるものであり、被害回復は遅々として進んでいないのであって、少なくとも本件原発事故においては、原賠法の責任集中制度の適用により、被害回復の実現が妨げられることになる。

⑥ 被告らの重過失

被告らは、原子力事業者である東京電力と一体となって福島第一原発を稼働するに当たり、常に最高の知識や技術を用いて原発事故の防止及び放射性物質が炉外に漏出した場合の影響等について調査研究を尽くし、原発事故の危険を予見すべき注意義務（予見義務）を負っている。その上で、福島第一原発の安全性の確保に疑念が生じた場合には、直ちに東京電力や監督官庁に対して注意喚起を促し、過酷事故防止のための対策を講じるべく積極的な働きかけを行い、場合によっては、その稼働中止を求めるなどの最大限の防止措置を講じ、市民の生命・身体を始めとする重要な利益に対する危害を未然に防止すべき高度の注意義務（結果回避義務）を負っている。本件原発事故以前に進展していた様々な知見及びこれを知り得る被告らの立場からすれば、被告らにおいては、平成14年7月までには、地震及びこれに伴う津波により福島第一原発の原子炉施設が水没して全電源喪失に至り、炉心が溶融し、放射性物質が施設外に大量に放出されるという重大な事故が発生する可能性を認識し得たものであり、平成18年にはこれを認識したものである。また、被告らは、本件各原子炉の製造物としての欠陥（後記の争点3のとおり）も認識していた。それにもかかわらず、被告らはこれを漫然と放置し続

けたものであり、その注意義務違反の程度は極めて大きく、重過失に該当する。

(被告らの主張)

ア 法令違憲について

法令違憲に関する審査においては、まず、人権の制限があるかどうかが検討され、制限が認められる場合には、その制限が公共の福祉の範囲内のものとして正当化されるかどうかが判断される（通常、目的審査及び手段審査が活用される。）ことになるところ、以下の①ないし④記載のとおり、そもそも原賠法の責任集中制度による人権の制限は認められない。

なお、原賠法の責任集中制度は、原賠法が目的とする「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」をともに達成する手段として設けられたものであり、これによって、(a)被害者は、損害賠償請求の相手方の選択が容易になり、また、原子力事業者の無過失・無限責任、損害賠償措置及び政府の援助と相まって、被害者が完全な賠償を得られるようになり、(b)原子力事業者以外の者の責任を軽減して、原子力事業が立ちゆかなくなる事態を回避でき、(c)原子力事業者に原子力損害賠償責任保険の付保を義務付けて、損害賠償責任の履行を担保するという仕組みをとっているところ、原子力事業者以外の者も損害賠償責任を負うことになれば、これらの者もその付保をしなければならず、保険料の累積が生じてコスト高となり、また保険手続も煩雑化することになってしまうが、そのような事態を回避することもできる。このように、原賠法の定める目的及び手段は、正当かつ合理的なものである。また、日本は、本件原発事故後の平成27年1月15日、原賠法4条1項及び同条3項と同等の内容の立法を締結国に求める国際条約（原子力損害の補完的な保障に関する条約〔CSC条約〕）を締

結しており、原告唯野らが違憲であると主張する原賠法の責任集中制度を維持することは、今や単なる立法政策に留まらず、条約上の義務でもある。

① 財産権について

原賠法の責任集中制度の下では、原子力損害については、原子力事業者が無過失・無限責任を負い（同法3条），また、原子力事業者は、そのために損害賠償措置を講じることを義務付けられている（同法6条）。さらに、原子力事業者が負う損害賠償額が賠償措置額を超える場合、被害者の保護のために必要がある場合は、政府が原子力事業者に対して、損害賠償のために必要な援助を行うこととされている（同法16条1項）。このように、原賠法の責任集中制度によって、被害者の損害は全て賠償されるのであるから、原子力事業者以外の者への請求が制限されたとしても、財産権の侵害はない。なお、原告唯野らは、被害回復が遅延しており、十分な賠償が受けられない状況にあるとも主張するが、被害回復が遅れていることをもって直ちに財産権が侵害されていることにはならないし、東京電力は法的に賠償義務を負うものについては賠償を進めている。

② ノー・ニューカス権について

原告唯野らが主張する「原子力の恐怖から免れて生きる権利」は、憲法の明文上保障されているものではない。憲法に明文の規定がない「新しい権利」の根拠規定は、解釈論上、憲法13条の幸福追求権に求められているが、それが訴訟において現実に適用し得る具体的な権利として認められるためには、その権利により保障の内容が明確に確定された個別的・具体的権利類型として構成されなければならないところ、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」はそのようなものとはいえない。

原告唯野らは、ノー・ニューカス権が環境権の一つにも当たる旨主張するが、環境権についても、その内容が抽象的で保障範囲が不明確であることから、判例は、人格権と重なる範囲で法的権利性を認めた上、現実に生命・身体・健康被害が生じているか、その危険が切迫しているような状況が存在している場合に、裁判所に対して差止請求等の方法により救済を求めることができる場合があるとして、その限りで具体的権利性を認めるものであるところ、原賠法の責任集中制度が、上記のような人格権を侵害するものとはおよそ認められない。

③ 平等権について

差別とは、同じ状況にある者を異なって扱うことをいうところ、原発事故の被害者と他の事故の被害者では、事故の内容や性質が異なるから、同じ状況にあるとはいえない。また、どのような事故についてどのような救済方法を設けるかは、国の立法政策の問題であって、法律が異なる救済方法を定めることが差別に当たるわけではない上、原発事故の被害者は、むしろ他の被害者と比較して、原賠法により有利に取り扱われている。

④ 裁判を受ける権利について

裁判を受ける権利は、「国民の実体的な権利が侵害された場合に、それに対する裁判所の判断を求める権利」であって、権利侵害に対してどのような救済方法を設けるかは、立法政策の問題である。原子力損害の被害者は、立法府が定めた救済方法である原賠法に基づき、原子力事業者の責任を問うことができるのであるから、裁判を受ける権利の侵害はない。

また、原告唯野らは、現に本件訴訟を提起しており、その請求が棄却されたとしても、それはあくまでも、実体法の適用の結果で

あって、裁判を受ける権利自体が侵害されたことにはならない。

イ 適用違憲

まず、上記ア記載のとおり、人権の制限が認められない以上、適用違憲とされる余地はない。

また、原賠法は、責任集中制度の下に、原子力事業者が一切の責任を無過失かつ無限定で負うこととし、賠償措置額を上回る損害が発生した場合に備えて、政府の援助という仕組みを用意し、その政府の援助については、被害者の保護を図るために必ず行うものとしているのであって、本件原発事故に原賠法の責任集中制度を適用することにより被害者保護が阻害される事情はない。したがって、責任集中制度を含む原賠法の規定が、本件原発事故に適用される限りにおいて違憲であるという理由は一切ない。

さらに、原告唯野らは、本件原発事故に原賠法の責任集中制度を適用することが憲法に反する旨主張するが、法令が当然に適用を予定している場合の一部について、その適用を違憲とすることは、法令の一部を違憲とするのに等しく、失当である（最高裁昭和49年11月6日大法廷判決・刑集28巻9号393頁参照）。

(3) 「原子力損害」該当性【争点2】

(選定当事者らの主張)

本件訴訟において選定当事者らが主張する精神的損害は、原賠法2条2項にいう「原子力損害」、すなわち、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸引することにより人体に中毒及びその続発性を及ぼすものをいう。）により生じた損害」に該当しない。

(被告らの主張)

原賠法は、損害の範囲を限定していないから、民法上の不法行為によ

る損害賠償責任に関する一般原則と同様、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」と相当因果関係のある損害は、精神的損害を含め、全て「原子力損害」に該当する。選定当事者らが不法行為又は製造物責任法に基づく損害賠償請求をしている以上、選定当事者らの主張する「放射能の不安と恐怖による精神的損害」は本件原発事故と相当因果関係のある法的保護に値するものでなければならず、そのような損害であるならば、それは「原子力損害」に該当する。

(4) 製造物責任法に基づく損害賠償請求権の成否【争点3】

(原告唯野ら及び選定当事者らの主張)

本件原発事故は、製造物（製造又は加工された動産）である本件各原子炉の欠陥（通常有すべき安全性を欠いていること）によって発生したものであり、本件原発事故により原告唯野ら及び選定者らの権利が侵害されたものであるから、その製造者である被告らは、製造物責任法3条に基づく損害賠償責任を負うものである。

原子炉が通常有すべき安全性とは、地震や津波があっても事故を発生させないことが最も重要な要素として含まれていなくてはならないところ、本件各原子炉は本件地震や本件津波に耐えられず、そのためには本件原発事故が発生したものであるから（本件原発事故の原因は人為的ミスではない。），製造物として欠陥があったことになる。また、本件地震及び本件津波は想定し得た規模のものであること、本件各原子炉に係る耐震バックチェック（平成18年に改訂された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」〔以下「新指針」という。〕が策定された後に、直ちに全国の原子力事業者に対して実施が求められた、新指針に照らした既設原子力発電所の耐震安全性評価）に不備があったこと、本件各原子炉については事故の原因となり得る老朽化要因が存在したこと（本件

原発事故当時、1号機は運転開始から約40年、2号機ないし4号機は運転開始から約35年以上がそれぞれ経過しており、金属疲労、腐食及び中性子照射による材料劣化が進展していた。），本件各原子炉に用いられている格納容器（マークI型）には特有の構造上の欠陥があること（冷却システムが上限に近い容量で設計されており、格納容器が小さすぎるなど、大規模地震に耐える設計になっていない。）も認められ、これらの事実に照らしても、本件各原子炉は、通常有すべき安全性を欠くものであった。

このように、本件各原子炉の欠陥により本件原発事故が起こったところ、本件原発事故により大気中に大量の放射性物質が拡散し、広範囲が放射能で汚染され、その汚染は日本国内にとどまらず、世界規模で広がっている。そして、本件原発事故により、避難住民や福島第一原発近郊の住民は、放射線被ばくの恐怖を始めとして多大な精神的苦痛を被つており、日本のそれ以外の地域に居住する住民も日本国外に居住する者も、本件原発事故の報道に触れることによって、本件原発事故の深刻な事態に大きなショックを受けるとともに、自らも被ばくし、健康被害が生じるのではないかという恐怖を感じたものであるところ、原告唯野らが本件原発事故によって被った精神的苦痛は大きく、これを金銭に換算すると1人当たり100円を下ることはない。

また、選定者らは、本件原発事故により、人々に対する不安と恐怖の精神的損害（「平穏生活権」侵害による精神的損害），具体的には、欠陥品である本件各原子炉が生じさせた本件原発事故によるいわれなき精神的苦痛と失ったものに対する受忍しがたい喪失感、安全神話が嘘であったことが判明したことに対する「不安」と「恐怖」，汚染水の流出が止まらず太平洋に流れ出ている現実に対する「不安」と「恐怖」，低線量放射線による内部被ばく問題に対する「不安」と「恐怖」，使用済

み核燃料等の放射性廃棄物の問題に対する「不安」と「恐怖」，再度の過酷事故による被ばくに対する「不安」と「恐怖」，原子力発電の存在そのものが人類や自然にとって害悪であることについての「不安」と「恐怖」，原子力発電の存在が潜在的核兵器保有として国家の安全保障政策に組み込まれていることについての「不安」と「恐怖」，原子力発電から排出される放射能に対する「不安」と「恐怖」，原子力発電を輸出することによって海外で被害を与えるのではないかという「不安」と「恐怖」を感じており，その精神的損害を金銭に換算すると，1人当たり100万円は下らない。

(被告らの主張)

争点1及び2で主張したとおり，原賠法の責任集中制度は合憲であるから，本件各原子炉の欠陥の有無にかかわらず，被告らが損害賠償責任を負うことはない。

(5) 共同不法行為に基づく損害賠償請求権の成否【争点4】

(原告唯野ら及び選定当事者らの主張)

被告らは，本件各原子炉の製造者として，地震や津波に係る最新の知見，原子炉の耐震性・老朽化に伴う劣化要因の存在，原子炉の構造上の欠陥等について，常に最高の技術や知識を用いて調査研究を尽くすべき注意義務を負っているにもかかわらず，本件各原子炉の欠陥を認識しながら，過酷な事故を防止するための必要な措置をとることなく，漫然とこれを放置してきたものである。したがって，被告らは，それぞれ，独立して過失による不法行為責任を負うところ，本件原発事故は，本件各原子炉の事故が相まって発生したものであり，本件原発事故によって，争点3で主張したとおり，原告唯野らや選定者らの権利が侵害され，損害が発生したものである。したがって，客観的に権利侵害が被告らの共同でされたと評価でき，被告らは，民法719条1項により，連帶して，原告

唯野ら及び選定者らに対する損害賠償責任を負うものである。

(被告らの主張)

争点1及び2で主張したとおり、原賠法の責任集中制度は合憲であるから、本件各原子炉の欠陥の有無にかかわらず、被告らが損害賠償責任を負うことはない。

(6) 消滅時効の成否【争点5】

(被告東芝の主張)

被告らが選定者らに対して損害賠償責任を負う余地がないことは上記で主張したとおりであるが、選定者らのうち平成26年3月11日以降に選定当事者を選定した者の請求権については、本件原発事故（平成23年3月11日）から3年の消滅時効期間の経過とともに時効が完成した。被告東芝は、平成28年1月27日の本件口頭弁論期日において、上記消滅時効を援用した。したがって、選定者らのうち平成26年3月11日以降に選定当事者を選定した者の被告東芝に対する損害賠償請求権は消滅した。

(選定当事者らの主張)

争う。

本件原発事故による被害は継続的で、将来的に発生する「晩発性損害」に当たるから、本件においては、被害の全体が明確化するまでは消滅時効は成立しない。

(7) 被告らが原賠法の責任集中制度による免責を主張することの権利濫用該当性【争点6】

(原告唯野らの主張)

本件において、被告らは、原賠法の責任集中制度による免責を主張するが、①本件各原子炉は多くの重大な欠陥を有するものであったこと、②本件各原子炉の欠陥を原因とする本件原発事故によって、多くの市民

の生命、身体、財産その他重大な利益が侵害されたこと、③被告らは、原子炉の製造及び販売によって多額の利益を得ていること、④本件原発事故について被告らに責任が存在することは明白であることからすれば、被告らによる上記主張は権利の濫用であって許されない。

(被告らの主張)

争う。

原賠法上、原子力損害については、原子力事業者が責任を負い、原発メーカーなど原子力事業者以外の者は、当然に責任を負わないものであるから（被告らが免責の主張をするか否かにかかわらない。），原告唯野らの主張は失当である。原告唯野らの主張は、結局のところ、原子力事業者以外の者の免責を定めた原賠法の規定が不適切であるとの立法論を述べるものにすぎない。

(8) 債権者代位権の行使が認められるか【争点7】

(原告唯野らの主張)

ア 原賠法5条に基づき東京電力が被告らに対して有する求償権の代位行使

原賠法5条によれば、原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときに、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同法3条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。これを本件についてみると、本件原発事故は、後記①のとおり、被告らの故意により生じたものであり、東京電力は、極めて不十分ではあるものの、同条の規定により、本件原発事故の被害者に損害の一部を賠償しているため、東京電力は被告らに対して同法5条に基づく求償権を有しているが、後記②のとおり無資力である東京電力は、その権利を行

使していないし、権利行使の意思もない。

したがって、原告唯野らは、東京電力の被告らに対する上記権利を代位行使する。

① 本件原発事故は、被告らの故意によって生じたものである。すなわち、本件地震及び本件津波が発生し得ること、本件各原子炉に係る耐震バックチェックに不備があったこと、本件各原子炉については事故の原因となり得る老朽化要因が存在したこと、また、本件各原子炉に用いられている格納容器（マークⅠ型）には特有の構造上の欠陥があることからすれば、被告らは、本件地震のような巨大地震や津波に襲われれば、深刻な被害が発生し得ることを十分に認識していたにもかかわらず、原賠法の責任集中制度によって免責される被告らは、これをあえて放置し、特段の措置をとらなかつたものであり、このような被告らの心理状態は、被告らが本件原発事故の発生を認識しつつ、それを認容していたものであると評価でき、被告らには「故意」があったということができる。

② 東京電力は、本件原発事故による損害賠償のために支援機構から資金交付（平成26年1月22日時点で3兆3577億円）を受けていはるほか、政府から原賠法に基づく補償金（1200億円）を受領している。また、東京電力の資産及び負債状況からすれば、東京電力は債務超過の状態にある。したがって、東京電力は無資力である。

イ 東京電力が被告らに対して有する債務不履行（あるいは不法行為）に基づく損害賠償請求権の代位行使

東京電力が、原賠法に基づき、本件原発事故により原告唯野らが被った損害を賠償する責任を負うことは前記のとおりである。そして、東京電力は、上記ア①記載の事実に照らし、本件各原子炉に欠陥があつたことにつき少なくとも過失がある被告らに対し、債務不履行

(あるいは不法行為)に基づき損害賠償請求権を有するが、上記ア②記載のとおり無資力である東京電力はその権利を行使しておらず、権利行使の意思もない。

したがって、原告唯野らは、東京電力の被告らに対する上記権利を代位行使する。

(被告らの主張)

債権者代位権の行使が認められるためには、「自己の債権を保全するため」である必要があるところ、これは債権者が債務者に代わって権利を行使しなければ、自己の債権について完全な満足を受けられないおそれがあることを意味する。原告唯野らは東京電力が債務超過であって、無資力であるというが、東京電力は、本件原発事故に係る賠償金として合計5兆円超（平成27年7月3日現在）を支払済みであり、今後も、賠償の必要がある限り、政府が援助することが法律で定められているから、これからも東京電力が損害賠償に応じることができることは明らかである。また、東京電力の貸借対照表によると、東京電力は本件地震が発生した平成23年3月期から平成27年3月期まで一貫して資産超過の状態にあり、損益計算書をみても多額の純利益が発生しているものであり、債務超過に陥るおそれも見当たらない。しかも、原告唯野らが請求している損害額は合計でも41万円余りであって、東京電力が無資力であるという主張が成り立つ余地はない。

したがって、原告唯野らの債権者代位権に係る請求は、その余の点を論ずるまでもなく、訴訟要件を欠き、却下を免れない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（原賠法の責任集中制度の違憲性）について

(1) 前記基本的事実で認定したとおり、原賠法は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定める法

律であって（同法1条），原賠法においては，原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは同運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責任を負うとする一方で（同法3条1項，無過失責任），当該原子力事業者以外の者は損害賠償責任を負わない旨定めるとともに（同法4条1項），製造物責任法の適用も排除されている（同条3項）。

そこで，まず，このような原賠法の責任集中制度が，原告唯野らが主張する基本的人権（ノー・ニュークス権，財産権，平等権及び裁判を受ける権利）を侵害するものかどうかについて検討する。

ア ノー・ニューカス権（原子力の恐怖から免れて生きる権利）

原告唯野らは，「通常人が合理的な理由に基づいて，放射能による生命・身体・財産の侵害が発生するおそれがあると感じる場合，この権利に基づいて，妨害の排除又は予防を請求し得る権利」であるノー・ニューカス権が，人格権そのものとして，憲法13条及び25条により保障されており，また，個別的環境権としても憲法上保障されていると主張する。そして，具体的には，ノー・ニューカス権に基づき，(a)原発事故によって被害を受ける可能性のある者は，安全性が完全に保障されない限り，原子力発電所の建設や運転の差止めを求めることができ，また，安全性に係る一切の情報開示を求める 것도できる，(b)原発事故が発生した後は，被害を生ぜしめた責任主体に対し，完全な被害賠償を求めることができるし，損害を最小限にとどめるべく，当該原発事故を迅速に収束させ，避難できるよう求めることもできる，(c)再び同様の権利侵害が発生しないよう，原因者や事故原因の究明を求め，新たな規制等によって完全な安全を保障するよう求めることもできると主張した上，原賠法の責任集中制度は，上記(b)を侵害するものであると主張する。

しかし，原告唯野らの主張するノー・ニューカス権は，要するに，人格権及び環境権として憲法上保障されている人権を原発事故の場面に当て

はめた際に、どのような具体的権利を有していることになるかという点について、原告唯野らの理解及び見解を述べたものであるところ、確かに、上記(a)の一部に関しては、例えば、原子力発電所の運転によって、個人の生命、身体及び健康といった極めて重要な保護法益が現に侵害され、又は、侵害される具体的危険があると認められる場合においては、当該個人がその侵害を排除し、又は、侵害を予防するべく、原子力発電所の運転の差止めを求めることができると解されるが、それ以上に、原発事故が発生した場合に、人格権及び環境権として憲法上保障されている人権から、直ちに、原告唯野らが主張するような、原子炉を製造した者に対して直接完全な損害賠償を請求する権利が発生するものと解することはできない。

したがって、原賠法の責任集中制度が、人格権及び環境権として憲法上保障されている人権を原発事故の場面に当てはめた、原告唯野らの主張するノー・ニューカス権を侵害するものということはできない。

この点、原告唯野らは、原発事故を起こした原子炉を製造した原発メーカーが、原賠法の責任集中制度により一切の賠償責任を免れることになれば、安全性を無視し、利益のみを追求することにつながり、その結果、危険な原子炉が製造され続け、それにより原発事故が起こって国民が被害を受けることになるから、原発メーカーの免責を認めないことで、そのような被害の発生を回避すべきであると主張するが、かかる主張は、原賠法の当否についての政策論を述べるものにとどまるといわざるを得ない。

したがって、原賠法の責任集中制度が憲法上保障されているノー・ニューカス権に反して無効である旨の原告唯野らの主張は採用することができない。

イ 財産権

原告唯野らは、原賠法の責任集中制度は、原発事故の被害者が原発メーカーに対して損害賠償請求権を行使することを妨げるものであつて、憲法上保障されている財産権を侵害するものであると主張する。

確かに、原賠法の責任集中制度は、原子力損害が発生した場合において、原子力事業者以外の者に対する損害賠償請求を認めないものであるから、通常の不法行為等により損害を被った者に比して、原子力損害を被った者の財産権の行使の相手方について、一定の制約を加えるものである。

しかし、損害を被った者が、その損害の賠償を受けるために、誰にどの範囲で請求権を行使できるものとするかは、その被害回復のために合理的なものとはいえないような特段の事情のない限り、原則として、立法の裁量であると解されるところ（例えば、民法上においても、土地の工作物の場合など、様々な特則が規定されている。），原賠法によれば、原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子力の運転等に係る原子力事業者はその損害を賠償する責任を負うこととされており（同法3条1項本文），そのような賠償責任を負う原子力事業者がいることを前提に、原子力事業者以外の者は責任を負わないとされている（同法4条1項）。そして、賠償責任を負う原子力事業者は、損害賠償措置を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならず（同法6条），損害賠償措置として、原子力責任損害賠償保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結若しくは供託の方法が設けられ（同法7条～15条），原子力事業者の賠償責任額が、その賠償措置額を超える、かつ、原賠法の目的（被害者保護及び原子力事業の健全な発達、同法1条）を達成するため必要があると認めるときは、政府が必要な援助をすることとなつている（同法16条1項）ものであって、例えば、原子力事業者の能力

(資力) のみによつたのでは原子力損害を被つた被害者の保護を十分に図ることができない場合には、「(原賠法の) 目的を達成するため必要がある」として、政府は上限を設けることなく援助を行うこととされている（丙8, 11, 丁1～4, 11, 12）。このように、原子力損害を被つた被害者に対する損害の賠償が全うされるように規定が整備されており、現に、本件原発事故についても、その被害者に対する賠償のために、支援機構は、東京電力からの資金交付要請を受けて、平成27年11月時点において、46回にわたり、合計約5兆7000万円の資金を交付してきており、今後も損害賠償の必要がなくなるまで援助は継続されるものと見込まれる（丙12の1～3, 丁13）ことに照らすと、原賠法の責任集中制度は、原子力損害を被つた者の被害回復のために合理的でないとはいはず、立法の裁量の範囲内であるというべきであり、国民の財産権を侵害するものということはできない。

したがって、原賠法の責任集中制度が憲法29条1項に反して無効である旨の原告唯野らの主張は採用することができない。

ウ 平等権

原告唯野らは、原賠法の責任集中制度が極めて責任の重い製造者（原発メーカー）に対する責任追及を妨げていることが、差別的取扱いであること、また、合理的理由なしに原発メーカーと原子力事業者とで異なる取扱い（前者は免責、後者は無過失・無限責任）をしていることを挙げて、原賠法の責任集中制度が憲法14条に違反すると主張する。

憲法14条は、全ての国民が法の下で平等に取り扱われるべきことを定めており、合理的理由のない差別を禁じている。

しかし、原子力損害が発生した場合において、原子力事業者に損害

賠償責任を負わせ、原子力事業者以外の者に損害賠償責任を認めない原賠法の責任集中制度が合理的でないとはいえないことは前記判断のとおりであるから、この点が、被害を被った者に対する差別であるということはできない。

したがって、原賠法の責任集中制度が憲法14条に反して無効である旨の原告唯野らの主張は採用することができない。

エ 裁判を受ける権利

原告唯野らは、原賠法の責任集中制度は、原発メーカーに対する損害賠償請求を裁判手続によって実現する道を事実上入口の段階で閉ざすものであって、裁判を受ける権利が侵害されている旨主張する。

確かに、憲法32条は、民事事件においては、自己の権利又は利益が不法に侵害されたときに、裁判所に対して損害の救済を求める権利（裁判請求権又は訴権）を保障している。しかし、原告唯野らの主張は、要するに、裁判所が、原賠法の責任集中制度を適用した結果、原発メーカーに対する損害賠償請求権を否定することになることが、原告唯野らの裁判を受ける権利を侵害すると述べるものであるところ、法律を適用した結果、権利を有していないこととされた者による請求が裁判上認められなかつたとしても、その法律が憲法に違反して無効でない限り、それ自体が裁判を受ける権利を侵害するものといえないことは明らかである。本件において、原賠法の責任集中制度が憲法に違反するといえないことは前記判断のとおりであって、原賠法の規定を適用した結果、原告唯野らの被告らに対する請求が認められなかつたとしても、そのことから直ちに原告唯野らの裁判を受ける権利を侵害するものということはできない。

したがって、原賠法の責任集中制度が憲法32条に反して無効である旨の原告唯野らの主張は採用することができない。

(2) 以上のとおり、原賠法の責任集中制度が、憲法によって保障されている原告唯野らの基本的人権を侵害するものということはできないから、原賠法の責任集中制度が違憲である旨の原告唯野らの主張は理由がない。

2 争点 6（被告らが原賠法の責任集中制度による免責を主張することの権利濫用該当性）について

原告唯野らは、本件各原子炉の欠陥の重大性、本件各原子炉の欠陥を原因とする本件原発事故の被害の甚大性、原発メーカーである被告らの利益の大きさ及び本件原発事故について明白に存在する被告らの責任からすれば、被告らが原賠法の責任集中制度による免責を主張することが権利の濫用に当たり許されない旨主張する。

しかしながら、仮に、本件原発事故において、民法709条や製造物責任法3条によれば被告らが原告唯野らに損害賠償責任を負うという事実関係が認められたとしても、原賠法が適用される結果、当然に、東京電力のみが損害賠償責任を負い、被告らがその責任を負うことではなく、原告唯野らの被告らに対する損害賠償請求権は行使できないことに帰着するのであって、被告らは何らかの権利を行使しているわけではないから、この点に関する原告唯野らの主張は失当である。

3 争点 2（「原子力損害」該当性）について

選定当事者らは、本件原発事故により選定者らが被った精神的損害（欠陥品である本件各原子炉が生じさせた本件原発事故によるいわれなき精神的苦痛と失ったものに対する受忍しがたい喪失感、安全神話が嘘であったことが判明したことに対する「不安」と「恐怖」、汚染水の流出が止まらず太平洋に流れ出ている現実に対する「不安」と「恐怖」、低線量放射線による内部被ばく問題に対する「不安」と「恐怖」、使用済み核燃料等の放射性廃棄物の問題に対する「不安」と「恐怖」、再度の過酷事故による被ばくに対する「不安」と「恐怖」、原子力発電の存在そのものが人類や



自然にとって害悪であることについての「不安」と「恐怖」，原子力発電の存在が潜在的核兵器保有として国家の安全保障政策に組み込まれていることについての「不安」と「恐怖」，原子力発電から排出される放射能に対する「不安」と「恐怖」，原子力発電を輸出することによって海外で被害を与えるのではないかという「不安」と「恐怖」）は，原賠法にいう「原子力損害」に当たらない旨主張する。

しかし，原賠法2条2項の規定する「原子力損害」は，「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し，又は吸引することにより人体に中毒及びその続発性を及ぼすものをいう。）により生じた損害」をいうところ，「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」によって生じたといえる損害とは，上記作用を原因として発生した損害，すなわち，身体的損害，精神的損害又は財産的損害にかかわらず，上記作用と因果関係のある全ての損害と解すべきである。

この点，選定当事者らは，原子力損害の定義上，精神的損害は含まれず，精神的損害の賠償請求は民法及び製造物責任法によるべきであるとした上，民法及び製造物責任法による損害賠償請求においては，「相当因果関係」によって限定されることなく，「事実的因果関係」のある損害全てについての賠償が認められるべきである旨主張するが，独自の見解であって採用することはできない。

4 以上の1ないし3で判断したところによれば，本件原発事故によって生じた損害の賠償については原賠法が適用され，原告唯野ら及び選定当事者らの被告らに対する製造物責任法3条又は共同不法行為に基づく損害賠償請求は，いずれも，その余の点（争点3ないし5）について判断するまでもなく理由がない。

5 争点7（債権者代位権の行使）について



原告唯野らは、原告唯野らが無資力である東京電力に対して損害賠償請求権を有していることを前提に、同損害賠償請求権を被保全債権として、原賠法5条に基づき東京電力が被告らに対して有する求償権又は債務不履行（ないし不法行為）に基づき東京電力が被告らに対して有する損害賠償請求権を代位行使すると主張する（民法423条1項）。

原告唯野らの被告らに対する債権者代位権の行使が認められるためには、原告唯野らに原告適格が認められることが必要であり、そのためには、「自己の債権を保全するため」という要件が充足されなければならない。すなわち、原告唯野らの東京電力に対する損害賠償請求権が存在し、かつ、同損害賠償請求権を保全する必要がある（債務者である東京電力が無資力であり、東京電力の被告らに対する権利を代位行使しなければ、原告唯野らの東京電力に対する権利を保全できない）ことが認められなければならない。

そこで、まず、東京電力の資力について検討すると、東京電力は、本件原発事故の賠償金として、その被害者に対し、平成27年12月までの間に、合計5兆7000億円を超える支払を行っていることが認められるところ（丁14），争点1で認定したとおり、その支払のために、支援機構が東京電力に対する資金交付を継続しており、今後も東京電力が賠償金を支払う必要がある限り、援助は行われるものと見込まれる。また、東京電力の平成22年度（同年4月1日～平成23年3月31日）から平成26年度（同年4月1日～平成27年3月31日）までの間の貸借対照表をみても、一貫して資産超過の状態にあり、また、同期間の損益計算書をみて、平成22年度から平成24年度までは純損失を計上していたが、平成25年度には純利益が生じ（連結で4386億円余り、単体で3989億円余り）、平成26年度にはそれを超える純利益が生じている（連結で4515億円余り、単体で4270億円余り）ことが認められるのであって

(丙13の1～5)，東京電力が債務超過に陥る兆候は，現段階では認められない。

確かに，東京電力は，支援機構から多額の資金交付を受けたり，原賠法に基づく補償金を受領したりしているが，いかなる方法によるにせよ，東京電力は本件原発事故の賠償のために資金を調達し続けているのであるから，少なくとも，現段階において，東京電力が，東京電力の被告らに対する権利を代位行使しなければ，原告唯野らの東京電力に対する権利を保全できないような無資力の状態にあると認めることはできない。

したがって，債権者代位権を行使するとの原告唯野らの訴えは，原告適格（訴訟要件）が認められないから，その余の点について判断するまでもなく，却下を免れない。

6 その他，原告唯野ら及び選定当事者らが主張するところは，いずれも上記判断を左右するものではない。

7 以上によれば，原告唯野らの被告らに対する訴えのうち，債権者代位権に係る訴えは，訴訟要件を欠く不適法なものであるからこれを却下し，原告唯野らのその余の請求及び選定当事者らの請求はいずれも理由がないから，これを棄却することし，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第24部

裁判長裁判官 朝倉佳秀

裁判官 武部知子



裁判官渡邊達之輔は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 朝倉佳秀